

## 第 36 回延岡市農業委員会会議録

(令和 2 年 5 月 28 日)

1. 開催日時 令和2年5月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 7階 議会大会議室
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2		3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 2名
5. 農地利用最適化推進委員 21名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10		11	田中昇	12	甲斐安太郎
13		14	緒方武彦	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 263 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
 議案第 264 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案第 265 号 事業計画変更の申請について  
 議案第 266 号 農地法第5条の許可申請について  
 議案第 267 号 非農地証明願いについて

- 報告第 135 号 農地法第4条の届出について  
 報告第 136 号 農地法第5条の届出について  
 報告第 137 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告第 138 号 農地法第3条の3第1項の届出について  
 報告第 139 号 農地の賃借料情報の提供について

- 協議第 45 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
 並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農地係長	甲斐 啓二	農政係長	竹内 祐子
主任主事	永友 孝生	主 事 補	永倉 由貴	事 務 局	中田 慎弓
総合農政課 主任主事	鈴木 豊光	北方産業建設課 主 査	堀川 裕貴	北浦産業建設課 専門技師	工藤 博一
北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代				

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第 36 回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。また、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを併せて報告致します。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番 阿波野修一委員と委員番号 18 番 花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 263 号 農地法第 3 条賃借権の設定についてから、議案第 267 号 非農地証明願いについてまで、議案 5 件、報告案件 5 件、また、協議案件として本日追加されています、協議第 45 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）となっています。それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 263 号 農地法第 3 条賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。1 番案件についてご説明致します。所在は石田町、田 1 筆で面積が 4,229 m<sup>2</sup>です。貸人、借人共に石田町在住の方で、借人は株式会社の代表者の方です。貸人と借人は親子関係でありまして、理由は法人による農地への権利設定となっております。5 月 26 日に貸人と借人、甲斐安太郎推進委員と私の 4 人で現地調査を行いました。現地は境界等が明確で、地域の調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番について、委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>
松田委員	<p>委員番号 13 番の松田です。2 番案件についてご説明致します。所在は鹿狩瀬町、地目は田、面積は 1,863 m<sup>2</sup>です。5 月 23 日に私と松田純二推進委員と借人と 3 人で現地調査を致しました。借人につきまして、住所は富美山町になっていますが、実家が鹿狩瀬で、毎日仕事が終わってから営農している状態です。農業後継者として鹿狩瀬で農業をやっているようです。地域との調和要件等についても、何も問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 2 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
安藤委員	<p>続きまして、議案第 264 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番につきまして、委員番号 7 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 7 番の安藤です。1 番について説明致します。所在は北川町長井で、畑一筆、面積は 147 m<sup>2</sup>です。譲渡人は同地区の森林組合長であります。譲受人は当地区の 70 代の方です。5 月 24 日に甲斐信良推進委と譲受人、私の三者で現地調査を行いました。</p> <p>その結果についてご報告致します。申請地は、譲受人の叔母の時代から野菜作りをしており、その家族を育てた思い出の土地ということです。小作料を毎年納めてきたこともあり、譲渡人との話し合いで今回の許可申請になったということです。現状、畑にはシキミが植えてあり、これを販売する方向で考えているということです。地域との調和要件等、特に問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 15 番 遠田祐星委員より説明をお願い致します。
遠田委員	<p>委員番号 15 番の遠田です。整理番号 2 番についてご説明致します。所在は鹿小路と須佐町で地目は共に畑、面積は 127 m<sup>2</sup>と 33 m<sup>2</sup>の合計で 160 m<sup>2</sup>です。譲渡人は福岡県在住の方で、譲受人は鹿小路在住の方です。譲受人の経営状況は、3,727 m<sup>2</sup>で、労力人は 2 人。申請理由としましては、農地の有効利用ということでした。</p> <p>5 月 26 日に佐野推進委員と譲受人、自分の 3 人で現地調査を行いました。こちらの農地は須佐町で中古の家を購入した時に同時に譲り受けた農地ということでした。農地には整列された茶の木が植えてありまして、今後茶摘みを行っていききたいということでした。ただこちら 2 枚とも面積が狭く、農地として広げることが難しい場所があり、今後もし農地以外に使用することを考えた場合には必ず農業委員に連絡して下さいと伝えてあります。地域との調和要件は問題ないと判断致しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 3 ページから 4 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで全て問題ありませんでした。</p> <p>また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありまし</p>

	<p>たが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第265号 事業計画変更の申請について提案致します。この事業計画変更の申請につきましては、北方町笠下地区におきまして、太陽光発電施設の整備に伴い既に農地転用許可が承認されている案件ですが、今回、隣接農地に太陽光発電設備を追加で整備する事業計画の変更申請となっております。</p> <p>また、この事業計画変更の申請に伴い、議案第266号の整理番号4番で隣接農地の転用申請がなされておりますので、議案第265号 事業計画変更の申請と議案第266号の整理番号4番と一緒に審議をしたいと思っております。なお、この案件は、県に進達する分となります。</p> <p>議案の内容につきましては、既に農地転用の許可がなされている案件ですので、事務局より申請内容及び農地区分について説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは議案第265号 事業計画変更の申請について、及び議案第266号農地法第5条の許可申請についての整理番号4番につきましてご説明します。議案書は6ページから7ページ、9ページ及び11ページとなります。</p> <p>議案第265号 事業計画変更の申請につきましては、議案書に変更の理由を記載しております。整理番号3番の農地につきましては、令和元年6月12日に太陽光発電施設整備の農地転用許可を受けておりましたが、農地の所有権移転登記前に譲渡人が亡くなられてしまいました。</p> <p>その後、相続権者による相続登記が行われる見込みがなくなったため、この農地についてのみ、農地転用を行わない事業計画変更の申請がなされ、同年10月15日に変更許可が承認されております。転用申請人がこの農地についてその後も相続登記の交渉を行い、相続登記が終えたことから、今回改めてこの3番の農地を含めて太陽光発電施設を整備する事業計画変更の申請となりました。</p> <p>また、議案第266号 農地法第5条の許可申請についての整理番号4番につきましては、この事業計画変更の申請に伴う3番の農地についての許可申請となります。</p> <p>続きまして、現地調査につきましてご説明します。この申請に伴う現地の調査につきましては、令和元年6月に菊池農業委員、緒方推進委員、県の担当者、事務局で行っております。</p> <p>次に、農地区分についてご説明します。申請地は第2種農地となっており、付近に第3種農地が無い場合許可相当となり、隣接農地について既に許可済みとなっているため立地基準に問題は無いと判断しました。また、資力に問題なく、道路法や建築基準法に基づく協議も行われおり、計画については支障なしとの判断がなされており、周辺農地についても営農上、支障はないと判断いたしました。</p>

	<p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
	<p>続きまして、議案第 266 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p>
	<p>それでは整理番号 1 番について、委員番号 5 番 松下康廣委員より説明をお願い致します。</p>
松下委員	<p>委員番号 5 番松下です。よろしくお願ひ致します。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は北浦町で畑 1 筆の 743 m<sup>2</sup>です。譲渡人は北浦町在住の方で、譲受人は牧町在住の方です。理由は農業用倉庫の追認申請です。</p>
	<p>5 月 26 日に農林振興局、農業委員会事務局、譲受人、山本推進委員、私で現地調査を行いました。譲受人は認定新規就農者で、3 年目ということです。主に水稲、食糧米、サツマイモ栽培農家で、若手の担い手です。譲渡人、譲受人は親子関係です。</p>
	<p>申請地は都市計画区域外の農振農用地（青地）で、3 月に農地除外申請による許可が下りているそうです。現地は農地法第 5 条許可申請を行う前に盛土の造成工事が既に行われていたため、追認申請になったようです。農業用倉庫、糶摺り、乾燥機、一部サツマイモの作業場とサツマイモ保管所の 2 棟建設計画です。道路、水道、電気、排水等問題ないようです。また譲受人は農業に対する理解、意欲共十分であり、転用による周辺環境への支障、影響も特に問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番、3 番について、委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。2 番、3 番案件についてご説明致します。</p>
	<p>まず 2 番案件ですが、所在は上伊形町、田 1 筆 220 m<sup>2</sup>で、譲渡人も譲受人も上伊形町在住の方です。申請理由としましては駐車場、資材置場となっております。</p>
	<p>5 月 26 日に県の担当者、事務局 2 名、譲渡人、譲受人、甲斐安太郎推進委員、私の 7 名で現地調査を行いました。場所は次のページにあります。上伊形町内に入っすぐ養魚場があるのですが、その前の土地です。譲受人の話ですと養魚場の拡大に伴い、駐車場等狭くなり、近隣の土地が必要になったということです。</p>
	<p>今回の申請になったのは今のような理由ですが、現況は埋められていまして、現在は更地になっている状況です。隣接地との境界も明確であり、入り口等の土砂流出が無いように注意するとのことでした。また追認申請となるに至った始末書も提出されており、許可相当と判断致しました。</p>
	<p>次に、3 番案件でございます。所在は長浜町、田 2 筆、999 m<sup>2</sup>と 79 m<sup>2</sup>、合計 1,078 m<sup>2</sup>です。譲渡人は出北在住の方、譲受人は長浜町在住の建設業の方です。理由は資材置場となっております。同じく 5 月 26 日に、県の担当者、事務局 2 名、譲受人、それと田中推進委員、私と 6 人で現地調査を行いました。</p>
	<p>地目は田ですが、現況は埋められて畑として使用されていたということです。隣接</p>

	<p>地との境界も両サイド共ブロック塀、フェンス等で明確にされており、東側に道路があるのですが、そこには農業用水路が通っておりますので、泥が流れないようにブロック等で泥止めするとのことでした。特に問題なく許可相当と判断致しました。2番、3番案件について、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、農振農用地（青地）となっております。農振農用地の農地転用につきまして、農業振興地域整備計画の変更が必要であります。農業用施設の整備として変更されており、農業用倉庫への転用は許可相当と判断しております。</p> <p>また、整理番号2番及び3番につきましては、第2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>なお、整理番号1番から3番につきましては、転用の実効性、資力など、計画は妥当と判断しております。また、道路法や建築基準法にもとづく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、整理番号1番及び2番については追認申請による始末書等も添付されており、営農上、周辺農地への影響は無いと判断いたしました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>次に、議案第267号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。1番案件についてご説明致します。所在は小川町、登記地目は畑、面積は353㎡、申請人は三重県在住の方で、申請理由は、農地法施行以前から農地以外の土地であるということです。写真を見てもらったらわかる通り宅地となっており、今は空き家となっております。以前は家が建っていました。</p> <p>5月25日に私と甲斐推進委員、榎本推進委員と現地調査を行いました。この場所の両側にも家が建っていたので、営農上何ら影響なく、非農地として取り扱って問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番及び3番について、委員番号19番 菊池光雄委員より説明をお願いします。</p>
菊池委員	<p>委員番号19番の菊池です。2番及び3番案件について説明致します。2番、3番ともに所在は北方町です。2番案件は畑2筆、3番案件は畑1筆で、合わせて畑3筆、面積は合計6,025㎡、申請人はいずれも北方町在住で、この二人は親子関係になります。申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困</p>

	<p>難な土地であるということです。</p> <p>5月22日に緒方推進委員と吉本委員と3人で現地調査を致しました。ここは昔ミカンを栽培しておられました。3番案件の申請地は傾斜が少し緩やかなところですが、2番案件の申請地は切り立った山を階段状にしたところにミカンが植わってありました。写真を見てもわかりますように、3番案件の方は、ちょうど上に旭化成の送電線が架線してありました。農地としての活用はできないと判断致しました。また非農地にすることにあって近隣の農地に迷惑をかけるとかいうことも無いと思われまますのでご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員からの説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>何かございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
事 務 局	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き、報告事項について事務局よりお願い致します。</p> <p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。報告第135号 農地法第4条の届出についてです。この報告は、自己所有農地の転用となっております。議案書は16ページに記載されています。1件の届出があり、畑が1筆350㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第136号 農地法第5条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の18ページに記載されています。全部で5件の届出があり、田が2筆538㎡、畑が3筆639㎡、合計5筆1,177㎡についての転用となっております。</p> <p>次に、報告第137号 農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の20ページに記載されています。全部で2件の届出があり、田が2筆の2,858㎡、畑が6筆の4,390㎡、合計8筆の7,248㎡となっております。</p> <p>次に、報告第138号 農地法第3条の3第1項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の22ページから24ページに記載されています。全部で5件の届出があり、田が37筆の27,702㎡、畑が22筆の5,147㎡、合計59筆32,849㎡となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上でございます。</p> <p>最後に、報告第139号、農地の賃借料情報の提供について説明いたします。議案書は26ページとなります。</p> <p>農地法第52条で、農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっております。議案書に記載されている表は、平成31年1月から令和元年12月までに農地法第3条や農用地利用集</p>

議 長	<p>積計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。</p> <p>田と畑の部に分けて旧延岡市と3北の4地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。データ数は筆数です。本市の賃貸借は大半が物納のため、60 kg当たりを15,000円で換算しております。金額については表中のとおりで情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。報告は以上でございます。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、続いて協議第45号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日追加でお配りしました、協議第45号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>これは、毎年、今の時期に、定例会議案の協議で上げているところですが、農地制度の実効性を上げるために、国が農業委員会に対しまして、農業委員会の活動の透明性、公平性を確保するとともに、事務処理が迅速に成されるよう求められている事から、事務の点検・評価を農業委員会内で行っているものです。</p> <p>本日の協議で提案させていただき、市ホームページに掲載し、農業者等の意見を募集します。それらの意見を踏まえた上で「点検・評価書」として公表して、国へ報告することとなっております。</p> <p>内容は全部で11ページありますが、1ページから8ページは、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてとなります。</p> <p>まず、1ページの「Ⅰ. 農業委員会の状況」は、農業の概要、農業委員会の体制について、平成31年4月1日現在の状況を記載しています。</p> <p>一番上の表は農業の概要を記載していますが、耕地面積が2,740ヘクタール、経営耕地面積1,512ヘクタール、遊休農地面積20.6ヘクタール、農地台帳面積3,095ヘクタールとなっております。この農地台帳面積につきましては、課税台帳面積となっております。耕地面積よりこちらの方が若干多くなっている状況となっております。</p> <p>次に2ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化」について掲載しています。</p> <p>2段目の2.の“令和元年度の目標及び実績”は、集積目標401.7ヘクタールに対して、集積実績が464.8ヘクタールで、達成状況は115.71%となりました。</p> <p>“目標の達成に向けた活動”、また、“目標及び活動に対する評価”については、3.と4.に記載しているとおります。</p> <p>次に3ページ、「Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の項目となります。1.の表中にあります、平成30年度の新規参入実績が13経営体と突出していますが、これは、新規で農業を始めるというより、後継者による就農が多くなっていたようでした。2.の“令和元年度の目標及び実績”は、②の参入実績は2経営体、④の実績面積は3.6ヘクタールで達成状況は、それぞれ25パーセントと45パーセントとなっております。“目標の達成に向けた活動”、また、“目標及び活動に対する評価”については、3.と4.に記載しているとおります。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、昨年、8月から農業</p>

委員、推進委員の皆様が活動した利用状況調査の結果について、数値化したものです。平成31年3月現在、管内の遊休農地面積は、20.6ヘクタールで農地面積の0.75パーセントとなっています。2.の“令和元年度の解消目標及び実績”は目標3ヘクタールを考慮しておりましたが、実績は2.5ヘクタールとなり、達成状況は83.3%となりました。

遊休農地が増えておりますが、これは鳥獣被害が増え、また耕作者が高齢になっているというのが大きな問題であると考えております。“目標の達成に向けた活動”また、評価については3.と4.に記載のとおりとなっております。

次に5ページ、「V. 違反転用への適正な対応」につきましては、平成31年3月現在、違反転用面積は7.0ヘクタールとなっております。これらについては、委員の皆様が、毎月実施している農地パトロールや利用状況調査、転用相談等で解消指導を行っていただいているところです。

次の6ページ「VI. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、平成31年4月から今年の3月までの1年間に農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は69件となっております。また、農地転用に関する事務は37件となっております。

次の7ページの3.“農地所有適格法人からの報告への対応”につきましては、管内の9法人から報告書が提出されています。

下の段の、4.“情報の提供等”については、農地法第52条に規定されており、賃借料情報について、市のホームページや『農業委員会だより』等にて公表しています。農地の権利移動等の状況は、定例総会で毎月審議いただいた分を取りまとめて、各種統計調査、或いは、農地の集積等のデータとして活用しています。

それでは、次に、9ページから11ページの「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてご説明いたします。

まず、9ページには「I. 農業委員会の状況」について、令和2年4月1日現在の状況を記載しています。

次に10ページの「II. 担い手への農地の利用集積・集約化」です。農業委員会業務の「農地利用の最適化」の中で、農地の集積は最重要となっておりますが、2.の“令和2年度の目標及び活動計画”では、新規集積面積を40ヘクタールとして、集積面積計504.8ヘクタールを目標としています。

次の「III. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」については、参入目標を5経営体、面積を3.5ヘクタールとしております。

11ページ、「IV. 遊休農地に関する措置」になりますが、2.の令和2年度の目標及び活動計画“では遊休農地の解消面積の目標を、前年度と同様の3ヘクタールとしております。

下の段の「V. 違反転用への適正な対応」につきましては、令和2年3月現在の違反転用面積は6.5ヘクタールとなっておりますので、引き続き、農地パトロールや利用状況調査等で、解消を推進していきたいと考えています。農地パトロール等の中で何かありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。以上で説明を終わります。

議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして第 36 回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

9 番      阿 波 野 修 一

18 番      花 畑 志 良 一